

2. 提出書類（経営規模等評価申請用）

ここでは国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

1) 申請書等	
① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 (20001 帳票)</small>	記入例 P7・8
② 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙1 (20002 帳票)</small>	記入例 P9・10
②-2 工事種類別完成工事高付表 <small>国総建第269号 (H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて (通知) 別記様式第1号</small> ※ 業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出	記入例 P11 下部
③ その他の審査項目（社会性等） <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙3 (20004 帳票)</small>	記入例 P12
④ 技術職員名簿 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2 (20005 帳票)</small>	記入例 P13～15
⑤ 経営状況分析結果通知書（原本） <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の13</small>	
⑥ 委任状（行政書士等による代理申請の場合）（原本）	⑥については建設業法等には、様式が指定されていません。任意の様式で提出して下さい。
⑦ 審査手数料印紙貼付書	⑦については、経営事項審査申請の手引き（資料編）に参考様式があります。
2) 添付書類	
⑧ 工事経歴書（様式第2号） ※省略不可 <small>建設業法施行規則 別記様式第2号</small>	記入例 P16～18
3) 確認書類	
必要書類は経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリストを参照して下さい。 <small>※確認書類は、国土交通大臣許可業者と府県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。</small>	
	参考 P23～25

https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

[1] 申請書等
正本：1部

[2] 添付書類 1部

[3] 確認書類 1部

※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、控えを保管して下さい。

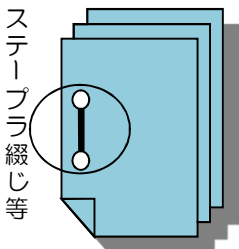
『確認書類』は返却いたしません。原本の提出が必要な書類以外は、必ず写し（コピー等）を提出して下さい。

・確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から1ヶ月を経過した日以後に、近畿地方整備局において「溶解処理」致します。


【2】綴じ方

- 申請書等・添付書類（①～⑧）は左側をステープラー（ホッチキス）・綴りひも等で順番に綴じて下さい。
※確認書類のうち「継続雇用者名簿」「1級監理受講者名簿」「経理処理の適正を確認した旨の書類」「建設業経理士等名簿」「建設機械保有状況一覧表」を提出される場合は、【申請書等・添付書類類】末尾と一緒に綴じて下さい。
- 確認書類は、項目ごとに順番にとりまとめて、封筒・袋等に入れて下さい。
袋等の表に「経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト」を該当する項目をチェックした上で添付して下さい。

ステープラー綴じ等



【申請書等・添付書類】



【確認書類】